

北河内地域における生活環境と 環境デザイン原理に関する研究

Research on man-environment and its environmental
design principle in Kitakawachi region

主任研究員：谷口興紀

分担研究員：川上 貢 榑原和彦 奥 哲治 中川 等 山村 悟 植松暉子

前年度に引き続き、平成4年度も、北河内という地域的枠組みを統一下敷きにして、各分担テーマに沿って、各研究員が各自の研究を進めている。

全体としての進捗状況は、表-1のようになる。この表をみると、前年度は、強いて言えば、逆三角形という状況であったが、今年度を加えると、全体が底上げされることにより、逆三角形性は、弱まっている。孤立点的に目だつものとして、Tによる歴史・文化—教育・養成欄がある。今年度から新たに加わったテーマであり、その内容の一つとして、八尾市の「河内木綿保存会」による織りの再現の指導がある¹⁾。「織り」というテーマは、単に物としてだけでなく、生産という観点にも視野を広げると、この地域の工業生産（自家消費工業・家内工業・軽工業という系列とその逆の系列）の展開に触れることになり、生活環境の重要な側面をカバーする。今後、強力的・協力的に研究を進める必要がある。この点の片鱗を示すものとして、民家の内部で婦人が機を織り、男たちが綿布をひさいでいる情景を示す河内名所図会の分析があげられる²⁾。また、そこに描かれている集落や民家などの景観は、建築への消費を抑制しようとした寛文8・1668年の家作禁令より133年後である。この家作禁令は、建築普請における規模や造作の内容を制限するものであり、今風に言えば、景気抑制策であり、経済成長を押さえる一大シミュレーションと読める。その結果、当時の日本の社会全体はどうなっていったかということは、大変興味のあることである³⁾。環境問題の解決のモデルとして、江戸を中心とする地域が、一つの生態学的系（エコシステム）をなしていたということが言われる。また、地球温暖化に対処するためエネルギー消費の抑制が言われるとき、その社会的効果が問題とされる。このような方面の研究は、地球的規模のモデルとはならなくても、この地域の環境デザイン原理を考えるとときのイメージモデルとなるであろう。

一方、現時点からの地域調査として、住宅・道路景観の調査⁴⁾と環境造形物の分布調査⁵⁾が手がけられた。前者は、景観の善し悪しと地価との関係を探るという動機が一つにはあり、環境デザインの社会的実現可能性へのデータを提供するであろう。後者は、環境デザインの社会的動機についてのデータを提供する。

このような環境デザインの社会的側面とは対照的に、環境デザインと個々の人との関わりについての研究においては、「人間が人間になる」という視点が提示され、そのことと「物的空間的場所的環境」との関わりについての研究が進められている⁶⁾。この研究の成果として、「環

表-1 研究全体の進捗状況 (1661, 1992)

理念・ロゴス 作業・ワーク	カテゴリー 以前・非表象	歴史・文化 (通時的) 未来史 生活史 建築史 集落史 都市史 産業史 その他	個別テーマ (共時的)				
			地域分節	生活分節	空間分節	情報分節	地球基盤
資料収集		i P I P T	m i M I	m H	e h H M	i h I	m I
整理・解読		p P T I	m p M I	m H	e h E H M		
調査・研究		p P	p P A		e h E H A M		
計画・提案					e		
教育・養成		T					

英大文字は、1992年度、英小文字は、1991年度

P, p: 川上 貢: 北河内地域における建築生産に関する史的研究

I, i: 谷口興紀: 北河内地域生活環境情報ネットワークノードに関する研究

M, m: 榊原和彦: 北河内地域における環境デザイン手法の操作モデルに関する基礎的研究

E, e: 奥 哲治: 学校教育と地域環境のかかわりに関する基礎的研究と具体事例(北河内地域)の調査研究(教育的環境における地域環境のもつ意味の建築学的研究に向けて)

H, h: 中川 等: 北河内地域における伝統的住環境と民家に関する研究

A: 山村 悟: 北河内地域各市における公共空間の視覚的アメニティに関する批判的研究(広場・公園・ニュータウンの造形物を中心として)

T: 植松暉子: 北河内地方のクラフト(織を中心として)

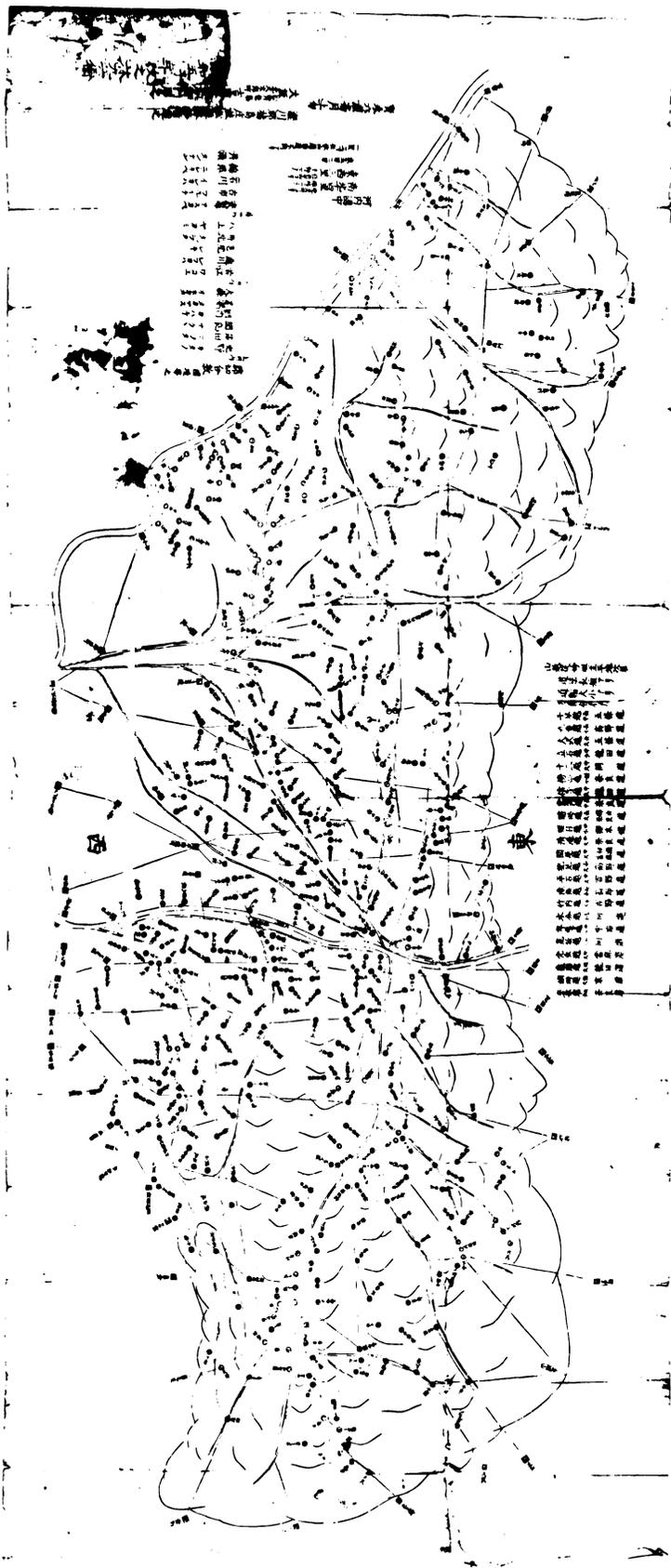
境デザインする人が環境デザインする人になる」という広義の「環境デザイン原理」への知見が与えられることが期待される。

このようにそれぞれの分担テーマは、互いに内的・意味的関連を見いだしながら、研究が進められているが、より一層その関係を強めるため、また、「環境デザイン原理」の研究に通じさせる外在的関係の強化のため、研究に何らかの統一的外的形象を与える必要がある。いわゆる「総合」という側面であるが、その一つの具体化として「北河内研究データベース」の試作的設計に着手した⁷⁾。

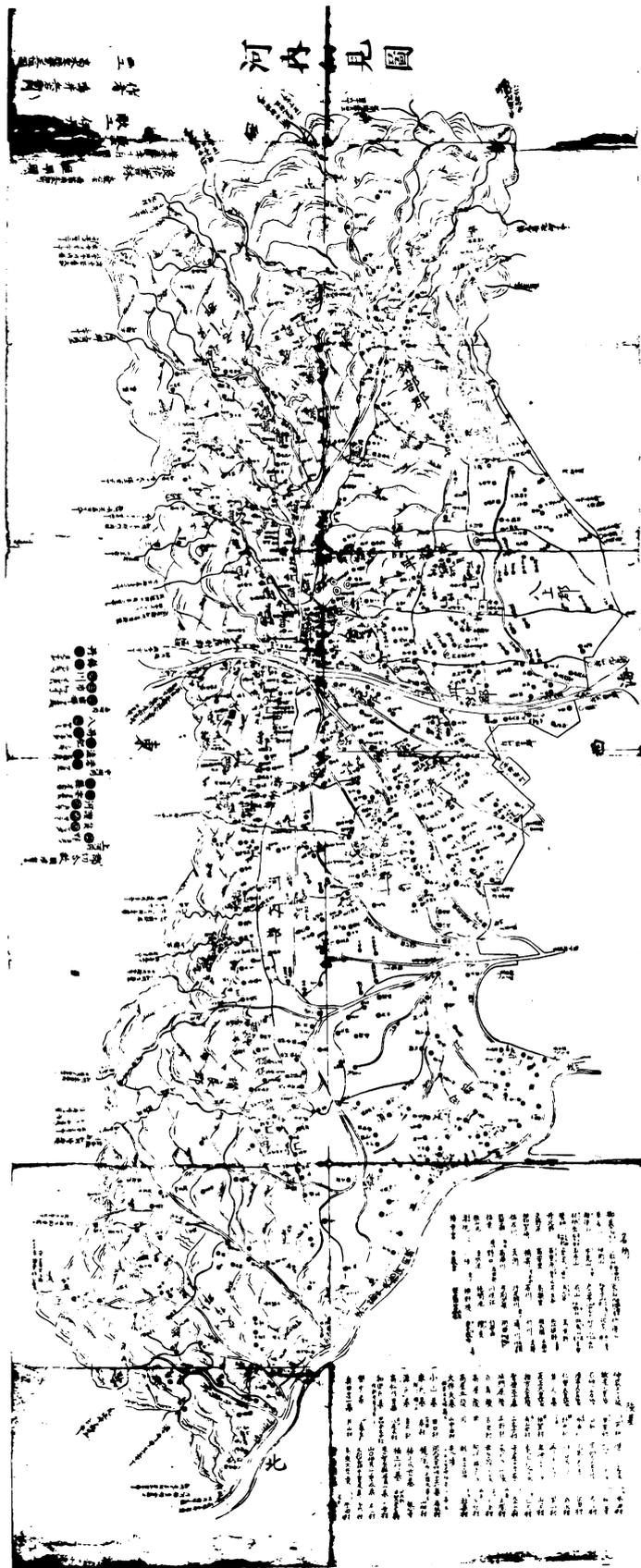
なお、本年度において入手した原資料は、①河内名所図会（享和元・1801年）、②河地国絵図（改）明和5・1768年（図-1）、③河内細見図（増補改正）安永5・1776年（図-2）である。（谷口興紀）

注

- 1) 植松睦子：北河内地方のクラフト（織を中心として）
- 2) 中川 等：北河内地域における伝統的住環境と民家に関する研究
- 3) 川上 貢：普請書にみる在方寺院本堂の規模表示について（北河内地域における建築生産に関する史的研究）
- 4) 榊原和彦：北河内地域における環境デザイン手法の操作モデルに関する基礎的研究
- 5) 山村 悟：北河内地域各市における公共空間の視覚的アメニティに関する批判的研究（広場・公園・ニュータウンの造詣物を中心として）
- 6) 奥 哲治：学校教育と地域環境のかかわりに関する基礎的研究と具体事例（北河内地域）の調査研究（一教育的環境における地域環境のもつ意味の建築学的研究に向けて一）
- 7) 谷口興紀：北河内地域生活環境情報ネットワークノードに関する研究



圖一 河内国繪図 (改)
 宝永 6 年 (1709)
 明和 5 年 (1768) 改
 552X1290



图—2 河南細見圖 (增補改正)
 安永5年 (1776)
 520×1362

分担研究報告

北河内地域生活環境情報ネットワークノードに関する研究

谷口興紀（工学部環境デザイン学科）

1. 地域研究の意味の再考

本研究の一つとして、「環境デザインの原理」の研究がある。地域研究の成果を、この地域の環境デザインに応用するという側面である。目的は、北河内の良き環境デザインである。そのためには、地域研究が良き方法や新しい考え方に基づいてなされることが必要である。そのような成果に基づいてのみ、良き環境デザインも可能となろう。そこで、ここでは、地域研究の新しい考え方を瞥見することにより、本研究の地域「研究」の側面を再考する。

「総合的地域研究」という観点がある¹⁾。そのキー概念（キーターム）は、

- ① 普遍性の否定と固有性の確立
- ② 死生観の文化的位置
- ③ 外文明の内世界における受容
- ④ 非等質性・異質性
- ⑤ 周辺性・伝パン性
- ⑥ 偶然→必然→宿命

などである。そして、当該地域を世界単位としてとらえる。「いかなる地域も、一つの世界に組み込まれている部分であり、そこには部分としての域外依存性ととともに、その地域が全体の中で周辺と区別できる一つの部分として浮かび上がってくる何らかの固有性を有しているはずである。」このように「世界単位という地域が固有の理論をもつからこそ、その地域の本質をとらえる学問が、他の地域では得られない、かけがえのないものとなる。」

このような観点の源は、現代の地球規模の問題群が、近代合理主義だけが正しいとすることから来るという反省である。北河内地域の諸種の問題群を考えるにあたって、同様の反省から出発することも可能であり、さらに必然であると言えるかも知れない。近代合理主義がその無力さを典型的に露呈するのが、死生観についてである。故郷性の喪失、庇護性の喪失というとらえ方を超えて、生死や不死不生という観点の導入が必要になろう。故郷性や庇護性とは、実は、不死不生性の一つの表現型かもしれない。

また、「グローバルに考えて、ローカルに行動する」というトップダウンな理念に対して、先に述べた理念「地方で考えて、地球的に行動する（ローカルに考えて、グローバルに行動する）」は、大都市の大阪市の周辺である北河内地域を世界単位としてとらえることを目指したものであると関連づけることが出来よう。

2. 環境デザインの意味の再考

一方では、環境デザイン原理の研究から地域研究の方法論も影響を受けるであろう。北河内地域の環境デザイン原理に先立つ、環境デザイン一般の概念も未だ発展途上にあり、確立されたものとなっているとは言い難い。そこで、直接に環境デザイン原理とは何かを規定すること

に向かうことを控え、環境デザインと関連が深く、ある意味で社会的に先行していると考えられる「シビックデザイン」の規定を批判的に検討することにより、環境デザインの原理を照り返すことを試みる。とは言っても、それは既に、このような間接的方法でしか問えないものが環境デザインであると規定していることになるかも知れない。というのは「環境」(milieu)という語がなにものかを取り巻く場所を意味し²⁾、常に「なにものか」の存在には先立たないからである。

資料として、(財)国土開発技術研究センター企画・編集、建設省大臣官房技術調査室監修、シビックデザイン導入手法研究委員会発行 CRONOS「シビックデザイン導入推進のための提言(中間報告)」(1991.9.vol. 4)を使用する。これは、「シビックデザイン」を普及させようという意図をもつ、啓蒙的な意味合いを持つ記事である。先ず「シビックデザイン」は、

①難しいもの(特殊なもの)ではなく、身近なものであり、誰にでも分かるものである。

②外国(日本における啓蒙家の先例に倣って、アジアではなく、ヨーロッパ的西洋)に手本があります。日本でも早くそれを取り入れなければなりません。

という体裁で出発する。(柔和なもの、白いもの、従順なものとしての「シビックデザイン」の羊的様相)

今、わが国で「シビックデザイン」が社会的に定着することが必要なのは、「戦後のわが国の経済的成長に見合う社会資本のストック不足」から、公共土木施設を「経済的効率(より早く・より安く・より多く)・安全性・耐久性」だけから建設してきたことにより、国土の美化という観点からは、それらに「永続性・公共性・環境性」が不足していることが人々によって気付かれてきた。公共投資基本計画によれば、21世紀までの10年間に430兆円の規模の投資が行われる見込みであり、それによる土木施設単体のデザイン、土木建設相互のデザイン、土木施設を含む地域の環境のデザインを含む公共土木施設は、これらの点を備えたものとしてデザインされねばならない。さらに国土の美化という点では、公共土木施設だけに留まらず、周辺の民間施設などと一体となった「景観」すなわち良き街並が重要な役割を果たしているとし、公共土木施設という「物」を与件とし、それに「シビックデザイン」的観点を加えることによって、国土の「美化」や景観という「物の良き現象」を実現するという観点である。そのための社会的方策として、

①事業主体を越えて地域のデザイン全体に目を配るシステムの整備

②「シビックデザイン」についての事例や設計ガイドラインなどの指導基準の整備

③教科書などにおける国土建設や国土の美化に関する適切な啓蒙やデザイン実習を通じて、「シビックデザイン」の歴史、必要性に対する小中学生の理解を高める

④利用者の公共空間の使い方のルールづくり

とある。

以上が、上の記事のまとめであるが、これらの考えには、1. で批判にさらされている近代合理主義やその延長上にある考え方が含まれていないであろうか。目につくものを挙げると、

①「投資」という経済的側面の重視から、「シビックデザイン」の必要性を出している。

②このことと連動するように公共土木施設という「物」を存在与件とし、その「物」の(不)

必要性もデザインするという観点が無い。したがって、常に在る物に「加える」ことにポジティブな観点である。

③「システム」観が底流にあり、システムから抜け落ちるものごと（ひょっとしたらそれがシビックデザインの核かもしれない）への言及が無い。

④「事例や設計ガイドライン」のような既存のものをデザイン規範にしようとしている。これらの点は、文中の前後において、互いに反する考え方を示すという不統一性を示す。たとえば、

①「シビックデザイン」は特殊なものではないと言いながら、多くの市民は、デザインの専門家でないと言う。これは、「シビックデザイン」が、専門家しかできない特殊なものであると考えていることになる。

②公共投資による土木施設を対象と限定しながら、周辺の民間施設と一体となったものとして景観概念を持ち出す。民間施設のデザインの在り方については、言及されていない。システム論的に言えば、システム全体は、その一番弱いサブシステムによって破綻する。

③既に「在るもの」から出発し、それにオペレーションを加えるという気配が強く、それは、初項が与えられた後の演算に腕をふるうコンピュータの世界やある演算に関して閉じている代数の世界を規範とする態度に通底するのではないか。

これらの点をめぐって研究を進めることによって「環境デザイン原理」を陽に規定していくことを進める。

3. 計画書「定住と交流の自律都市（新北河内地域広域行政圏計画）」³⁾をめぐって

歴史的に多様な背景を反映して複雑な人文活動による地域性を現出している地方を、昭和25年に始まる現代的な国土計画においては、方法的論的、マクロ的観点から、たとえば、2 km平方を位置だけあって大きさの無い一点に抽象化し、それらの点の集合として国土空間をイメージし、一様に分割可能な「線引き」的な図示に結晶させてしまう。そのような一連の国土計画の批判的検討が成書によってなされている。そこから出てくる方針は、たとえば、「地域格差を生活格差に続けない」、「モノ」づくりより「ソフト面すなわち市民の生活論理に基づいた計画」などである。

一方、地方の計画では、独自の計画の必要を感じながらも、構想力の不足や実現性という点からは、上位レベルの計画を無視することもならず、それに則って、地方コンテキストでのその理念のブレークダウンに終始する場合もある。この計画書のタイトルに含まれる「定住と交流」は、第4次全国総合開発計画の「計画の基本的目標」の中の「国土計画の基本的課題 1）「定住と交流による地域の活性化」を受け、定住させるにはどうするか、交流するにはどんなことが必要かを考え、諸種の施策と将来像実現のためのプロジェクトが述べられる。

この計画の理念の一つである「定住」についてみると、

「定住」—旧広域行政圏計画の目標である定住環境整備に引き続き取り組んでいく。定住環境づくりを、生活関連施設の整備のみではなく、市民文化や地域産業の活性化、生活・産業活動と自然との調和など、総合的な街づくりの展開によって達成していく。

この理念の「生活関連施設の整備」とは、道路、治水、下水道、住宅、公園、都市再開発の整備を意味する。「生活関連施設」とは、生活関連施設でないものはないというほどの広い意味をもつが、ここでは、日常の生活を日常的に送る場合の身近な物の集積を代表している。このような形態の理念の提示は、有効であろうか。何か欠けていないであろうか。既存の物の在り方を問うことをせず、そのままに要素化し、それらの順列・組み合わせ、離合・集散などの処理操作によるイメージアップには、矛盾がなく、秘密もなく、整合的であり、一見して隅々まで明かである。しかし、本来の生活をこのような要素に分節化し、名前を与え、概念化し、それらの操作に留まることは、分析という観点からは許されても、計画や総合という観点からは、異なった道を歩まねばならないのではなかろうか。概念は、裸のままでは取り扱えない。必ず、化身され、具体的なものとしてイメージされる。そして、その具体性が、想像力を弱め、創造力を減殺する。

既存の物は、その地平をもって在る。そして、計画は、新しい地平を開く。また、それは何かと問うことによって、概念を裸にし、新しく化身化できる。これらの2点が異なった道を考えるキー的観点である。

4. 北河内研データベース作成のために

これらのことをデータベースの設計というコンテキストに置いてみると、前年度において述べた⁴⁾情報の3分節、すなわち、情報レベル・セミ知識レベル・知識レベルに対応するデータベースが考えられ、それぞれを一つのノードとみなしたネットワークがイメージできる。ノードそれぞれにおける処理部分、そのデータを送る部分と受ける部分という構成である。これは、コンピュータ的ネットワークを示すだけでなく、事物的ネットワーク、人的・組織的ネットワークのモデルをシュミレートするものであるとも言えよう。

注

- 1) 矢野 暢「総合的地域研究の手法確立（世界と地域の共存のパラダイムを求めて）」発足記念シンポジウム報告要旨、1993.2.
- 2) 渡辺 光「環境論の展開」環境情報科学センター、1977.6.、1984.4.
- 3) 北河内地域広域行政推進協議会「定住と交流の自律都市（新北河内地域広域行政圏計画）」事務局寝屋川市、平成3年11月
- 4) 大阪産業大学産業研究所所報第15号、1992.11.

北河内地域における建築生産に関する史的研究 — 普請願書にみる在方寺院本堂の規模表示について —

川上 貢 (工学部環境デザイン学科)

1. 上方における作事法度と建築出願

寛文8年(1668)2月に幕府が出した家作禁令にもとづいて3月には京都所司代宛に幕府老中から家作禁令が伝達され、そして京都御大工頭中井家を通じて支配下の上方大工への通達・普及に務めている。この禁令は寺社、町方、在方の建築普請に際して規模や造作の内容を制限し、建築への消費を抑制しようとするものであった。

禁令の主な内容は

- 一 梁行京間三間以内に限る
- 一 仏壇つの屋京間三間四方を限る
- 一 四方しころ庇京間壹間半を限る
- 一 小棟造りたるべし
- 一 ひち木作より上の結構可為無用

の五か条からなり、そのうちの四か条まで規模を制限しようとするものであった。

この禁令遵守のための具体的な措置として新築、増改築に際して、建築主から普請願書を提出させて、その内容が禁令に違反していないかどうか改めた上で許可をあたえるという行政的手続措置がとられた。それは元禄3年(1690)に社寺、町、在方へ京都郡代から触れ書として禁令の内容を伝え、あわせて願書の書式も決められている。

しかし、普請願書の提出手続きは元禄3年よりも早く実施されていることが以下の資料から知られる。まず、摂津国勝尾寺文書のうちに、延宝5年3月、勝尾寺中の宝蔵の建て替え願書(同文書42、43)が寺と大工の両者から大坂奉行所へ提出されている。

なお、現存する普請願書のうちで最も早い時期のものに、寛文12年7月の妙心寺輪蔵の造立窺い(同寺文書)があり、大工宇兵衛から中井家へ提出され、中井家が裏書している。つづいて延宝3年に万福寺開山堂の新築願書(秋篠家文書)が残されていて同様の手順を踏んでいる。勝尾寺の例はこれらにつづくもので比較的早い時期に属している。

貞享3年(1686)正月に中井主水正正知が支配下の大工組頭へ出した申渡書(鴻池大工組文書)のなかに、施主より依頼された建築仕事については事前に組頭の加判のある願書を中井家へ提出し裏書きを得た上でないと作事に取りかかってはいけないという手続きを指示している。また、上記の諸寺願書で知れるように、寺社方への作事法度ならびに建築出願手続きの触れは早くに寛文11、123年に出され、実施されていたことを示しており、貞享3年および元禄3年の触書は先行する同じ趣旨の触れの再確認と周知のための措置であったと解釈される。

河内国の場合、享保12、13年(1727-28)に河内長野市に所在する観心寺で金堂の屋根替を主とする大修理が実施されており、工事経過を記録した「金堂修理万記」(寺蔵文書、金堂修理工事報告書所収)があり、願書提出の手続きの次第が知られる。それによると享保11年7月

20日に寺惣代が大坂奉行所へ修理願に出向いて、寺では普請の趣きを軽く断るだけで済むと考えていたが、普請の仕様を書き付けた口上書の提出を求められ受け付けてもらえなかった。あらためて8月8日に地元の新堂村大工組頭平岡作左衛門方へ使僧と大工壱兵衛が出向き、享保11年8月12日付け大坂大工年寄宇田屋幸右衛門宛の大工壱兵衛の口上書「一札之事」のための奥書きを依頼している。次に11日には大工壱兵衛が前記の一札を大坂大工年寄方へ持参して奉行所へ提出する願書に裏判をもらっている。翌12日は観心寺使僧と壱兵衛が大坂奉行所へ願書を提出し無事に手続きを済ませた。なお、この出願における謝礼として大坂大工年寄へ銀10匁、大工組頭へ金子百疋と晒半疋を贈っている。また、願書の記載にみる金堂の規模は「七間四面、卷丈四尺之御拜有」とし、指図では桁行柱間七間、梁行柱間七間、三間向拝付きとみえる。

2. 建築願書にみる建築規模

かって中井家の支配下にあった畿内・近江国六か国の大工組組頭家に残されている建築出願文書の事例から寺院の建築規模の記載表示に苦心の痕をみることができる。家作禁令による梁間制限内で適正な規模を確保するために、梁間間数の表示に実際の規模との対応にどのような工夫がなされたのかうかがえる。

河内国古橋大工組は河内国の大工組の一つであり、河内国の北部（北河内郡）と摂津国の東成郡の一部を支配範囲としていた。この古橋大工組に対して淀川をはさみ対岸にあたる摂津国島下、島上郡を支配範囲としたのが福井大工組である。この両大工組の建築願書にみる寺院本堂の規模表示に時期別の変遷がみられる、

- イ 梁行2.5-3間、桁行4-6間だけのもの、
- ロ 藁葺きもやの三、四方に半間の瓦庇を付加（元禄～宝暦 福井、古橋）
- ハ もやの前後にしころ庇を付加（古橋）
- ニ もやの前に庇、後に下屋を付加（宝暦4～ 福井、宝暦12～ 古橋）
安永3年頃、後の下屋がしころに替わる（古橋）
- ホ もやの前に庇、左右に下屋、後にしころ（宝暦10～ 福井、安永4～ 古橋）

上記のうちの瓦庇は主屋が藁葺きまたは萱葺きのときに付加される庇を瓦で葺いたものをいう。

具体的な事例を紹介しておくと、延享4年（1747）交野郡私部村無量光寺本堂（真宗、西）は火除のために藁葺き屋根を瓦葺きに変更している。こののち藁葺き、萱葺きを惣瓦葺きへ変更する事例が多くなる。この無量光寺本堂は「梁行三間、桁行五間藁葺き、前と左右の三方一間半宛瓦庇、仏壇角屋三方四方、藁葺き」と記され、家作禁令の制限箇条通りの規模におさめていた。

宝永2年8月、交野郡楠葉村久親恩寺（曹洞）で在来の本堂・庫裏（梁行三間、桁行八間半）の堂分四間をとりこわし、梁行三間、一間半宛のしころ付き、桁行七間半、瓦葺き本堂の再建を申請している。指図にみる平面は前面に広縁をもつ六間取りの方丈形式であり、広縁に面した前列の三室はもや、室中が幅三間半、左右幅二間の脇室に区分、広縁と後列は各しころ葺きに相当する。これももやの前後にしころ庇を付加して所要規模を確保する適法方式のもの。

享保19年8月、島下郡十日市村善永寺（真宗、西）では、在来本堂（梁行三間、桁行六間半、藁葺き、四方に一間宛瓦庇）をこわして、「梁行三間、桁行六間、一方に一間の庇、堂の左右に一間半の下屋、堂の後に二間の物置、瓦葺き」の本堂新築を出願している。在来の四方庇に替わり庇、下屋、物置の三種に分かれ、位置によって使い分けている。

この本堂は現存しており、平面構成は外陣が桁行六間、梁行三間半で左右端に幅一間の鞘の間、内陣は正面三間、奥行二間半、左右に間口一間半、奥行二間の余間そして各端に一間の飛簷の間を付設し、正面に一間通り柱間吹き放しの広縁と一間向拝をそなえる。願書の記載規模と比較すると外陣の奥行三間半のうち三間がもや梁間、残りの半間と内陣、余間の奥行一間半が物置分に、残り間半は仏壇の分に相当する。左右両端の鞘の間、飛簷の間は左右の下屋分に相当するものとするれば幅が一間で記載の下屋一間半と間半分の開きがある。現実には内、外陣あわせて一つの入り母屋造り屋根で覆われているので、庇、外屋、物置の区分は梁間の制限内で必要な規模を確保するための便法であろうと見做されるが、庇は一般に前正面に位置するものを言い、広縁の形式をそなえ、しころや下屋よりも格が上のものとして扱われている。

北河内地域における環境デザイン手法の操作モデルに関する基礎的研究 榊原和彦（工学部環境デザイン学科）

対象を住宅地・道路景観に限定し、そのデザイン手法の操作モデルとして景観デザイン支援システムの開発を試みた。また、このシステムのデータベースの資源とするとともに、北河内地域の生活環境分析のための資料収集の一環として、住宅・道路景観調査を行った。

景観デザイン支援システムとは、デザインの5つのフェーズ（局面）の内のデザイン生成のフェーズにおけるイメージ形成・問題解決、あるいはデザイン分析のフェーズなどを支援し、よりよいデザインの創造へと寄与するものである。このシステムは、以下のサブシステムから成る。

- ① データベース・システム：既存の道路から空間構成・景観に関わるデザイン情報（場景画像情報、空間情報、場景記述文、場景記述文分析データなど）を抽出・分析することにより作成する。これにもとづいていくつかのデザイン支援サブシステムを構築する。
- ② イメージ形成支援サブシステム：デザイン対象の形象的イメージをイメージ画像で、意味的イメージをイメージ文でつくりあげてを支援するシステム。
- ③ 課題解決支援サブシステム：景観形成上あるいは空間構成上の課題に対応した方策・手段を見いだすためのシステム。
- ④ デザイン分析支援サブシステム：デザインの良否、妥当性、フィージビリティなどの分析・評価を支援するシステム。

現段階では、システムの基本的考え方とシステム構成、道路デザイン情報データベース・システム、イメージ形成支援サブシステムなどを中心に研究を進め、システムの論理、可能性と

課題を追求し、プログラム開発を行っている。

住宅地・道路景観調査では、北河内5市の地価公示が行われている標準地計133地点（守口[17]、枚方[47]、寝屋川[22]、大東[13]、門真[13]、四条畷[8]、交野[13]、[]内は地点数）の写真撮影ならびに場景記述を行った。

これらのデータは、それ自体住宅地・道路イメージをあらわすものであって、上記のデザイン支援システムのデータベース・システムに組み込むものとした。一方、これらのデータは、環境分析の一環として、地価との関係において分析するものとした。すなわち、地価は、土地の生産性や効用、需給関係などによって定まるとされているが、経済性・利便性ばかりでなく景観性などの環境質をも反映しているはずであり、この部分を分析・抽出することから、貨幣価値に換算され得る環境質の特性を把握するとともに、地域の環境性の評価を行う。これをまた、他地域と比較することなどによって、貨幣価値という普遍性をもった尺度で北河内地域の生活環境の特質を浮かび上がらせることが可能となろう。

学校教育と地域環境のかかわりに関する基礎的研究と

具体事例（北河内地域）の調査研究

（—教育的環境における地域環境のもつ意味の建築学的研究に向けて—）

奥 哲治（工学部環境デザイン学科）

A：基礎的研究の中間報告……地域環境の教育的な可能性について建築学的に問うには、a：「人間が人間になるということ」とb：「物的空間的場所的（＝建築的）に構成された環境」とのかかわりを捉えうる立場が必要になる。M. Heidegger のいう〈世界内存在〉としての人間あり方（a：の基礎になる人間のあり方）からこの種の問題に論及している建築学者 C. Norberg-Schulz の論を検討することで本研究の論の基礎的な足場を得た。他者や物とかかわり同時に自己自身とかかわって存在しているのが世界内存在としての人間のあり方である。そのかかわりの意味聯關の総体である「世界」は①情態性②理解③語りの3つの様態で開示されるが、それは④他者との共存性というあり方においてである。それぞれの開示の様態は、①は所与の環境的性格との同定（indentification）、②は環境のなかでの定位（orientation）、③は環境のもつ具体的な表現（expression）、④は環境の他者との共有、という側面からb：の環境にかかわっている。本研究では物的空間的場所的な構成としての③語りである「建築的な言語」によって表現され具体化されるb：の環境が関心されるが、この③「建築的な言語」の内実は①②④のそれぞれの様態のもつ物的空間的場所的側面の具体化のされ方から明らかになる。①の同定は、人間の自らの同定性にかかわっており、環境において、〈物がどのような表情や構え方、性格を有するのか〉つまり〈物の質〉〈物の具体的な形態のあり方〉の問題になる。いいかえれば〈物がいかように大地の上に立ち、天空に向かって立ち上がっており、また水平にいかのび広がり、いかにして外に開き、内に閉じているのか〉という物のあり方にかかわる。

②の定位は、人間の理解の可能性、つまり自分自身がどこからどこへ向かって行くのかという選択にかかわっており〈組織化された空間的秩序〉の問題になる。これは〈(垂直軸が貫く)中心、方向、領域〉という3つの空間的契機と、それに構造的骨格を与える〈幾何学〉によるトポロジカルな空間の組織化にかかわる。④の共存在は、他者と共有する価値にかかわっての〈共同の形式のあり方〉の問題になる。これは共存在の様々なレベルでの人間的意味に即して次のような4つの環境レベルとしての〈場所〉に分節可能である。それらは、ア：自然環境との関係を打ち立てる場所としての〈地域環境〉 イ：多様な人々と共に集い、多様性を保ったまま出会いによって自分の可能性を発見する場所としての〈都市〉 ウ：そこで人々の同意が形成され共通の価値が表現される場所としての〈インスティテューション (施設)〉 エ：他者の干渉から遠ざかって自己の identity を発展させうる場所としての〈住宅〉である。以上の論点から、建築的に関心される環境と人間の実存にかかわる教育的あり方とを一つに問題にしようとする枠組みの足場を得た。B：具体的調査研究については、「こころに残る学校の風景」と題した学生レポートの分析を、先学の原風景論や遊び場論に示唆を受けて進めており、本研究の関心からする具体的な地域調査のあり方を探っている。

北河内地域における伝統的住環境と民家に関する研究

中川 等 (工学部環境デザイン学科)

平成4年度は、前年度に引き続き北河内地域の伝統的な住環境および民家に関する文献・資料類の収集を継続し、既往の調査・研究成果に関する総合的な把握につとめつつ、一方で古絵図、古地図、名所図会など近世・近代期の資料を中心として現在にいたる住環境および民家の形成・展開過程について史的な考察を加えた。

前回の中間報告では、河内の民家の特徴として、高塀造りの分布と瓦葺き民家の早期普及の2点を指摘し、両形式が近世期に普及した歴史的な過程を明らかにし、民家建築に瓦が多用されてゆく社会的な背景を論考した。今回は、高塀造り民家、瓦葺き民家の詳細事例を重要文化財民家の修理工事報告書にもとめ、また、平面、構造、意匠、細部、設備造作、屋敷構え、生活様式など多面的な観点から河内の民家に関するデータをととのえた。

一方、近世河内の基本資料の一つである『河内名所図会』について分析を加えた。

『河内名所図会』は享和元年(1801)に刊行された地誌で、旧河内国の名所旧跡・神社仏閣などの由来や物産について記し、自然風景や建築景観、生活風俗などを克明に描写した図を数多く示したものである。具体的な図を添えた名所案内としては、寛文2年(1662)の『江戸名所記』が最古とされ、江戸後期以後は、安永9年(1780)の『都名所図会』を契機として、各地の名所図会が続々と刊行されて広く普及した。名所が庶民生活のなかで一定の意味をもち、それが社会的に定着して継承されるようになったのは、おもに江戸後期と考えてよいだろう。

『河内名所図会』における図の内容は、寺社・旧跡といった名所が多いが、門前集落や自然

景観の一部として、一般の民家や町並みもしばしば描写される。たとえば、棕嶺峠（暗峠・東大阪市）では、奈良街道に面して入母屋造り草葺きの民家が十数軒並び、そのうちの1軒は高塀造りに描かれる。楠正行墳付近（四条畷市）では、広大な田圃がひろがり、樹木に囲まれた草葺きの塊村集落が点在する。佐太神社（守口市）の門前では、京街道に沿って瓦葺き民家が町並みを形成し、草葺き民家や高塀（あるいは卯建）をあげた民家も混在する。ほかに、本陣のある集落、淀川沿いの河港集落など、当時の多様な集落景観や民家形式が明らかになった。また、民家の内部で婦人が機を織り、男たちが綿布をひさいでいる情景を活写した高安（八尾市）の図のように、生活風俗に関するものも少なくなく、江戸後期の民家と住生活の総体的な把握が可能であった。

以上、『河内名所図会』をはじめ、基本的な文献・資料類の収集はおおむね達成されたが、今後も関連資料の発掘につとめ、いくつかの典型的な地区については、民家や住生活に関する詳細な現地調査を実施する予定である。

北河内地域各市における公共空間の視覚的アメニティに関する批判的研究 ——広場、公園、ニュータウンの造形物を中心に 山村 悟（工学部環境デザイン学科）

1. 近年、「環境造形」あるいは「パブリック・アート」という用語が美術・デザインなどの分野で使われることが多くなった。いずれも、都市空間や郊外の自然環境享受型公園に設置される野外彫刻や造形的構築物などを指す言葉で、単に狭義の「野外彫刻」から始まって、修景の意味合いと造園的性格を強めた大規模造形や公共空間でのストリート・ファニチャーあるいは遊具、建築物の壁面装飾などへと広がりを見せている。

明治以後、顕彰あるいは啓蒙、戦意昂揚のための街頭像しかなかった日本で、「彫刻のある街づくり」が自治体などによって意識され始めたのは、1970年代に入ってからであり、環境デザインの一環として、より広がりのある「環境造形」が本格的に論議され、実行され始めたのは1980年代以後と考えてよい。近代化路線、モダニズムが追求し続けてきた機能性、効率性のほかに、精神的な豊かさ、心のやすらぎ、いこい、遊びなどを求める時代の要請といえるだろう。「彫刻のある街づくり」の動きが、産業公害から蘇生する運動や自然環境をドラスティックに改変しての都市改造を補償する「緑と花いっぱい運動」と連動してきた日本の事情については、拙稿「日本の環境造形——原点としての宇部市と神戸市・比較研究」（『大阪産業大学論集』社会科学編92、1993年5月）を参照されたい。

2. 野外彫刻など環境造形を自治体やディベロッパーが街づくりに積極的に取り入れる動機を分析すれば、①産業公害などで劣悪化した生活環境、美観を改善するため、花と緑と彫刻のある都市づくりを進めた（宇部市）②山、丘陵の削り取りや、海・湖の埋め立てなどによる自然破壊に対する代償行為、回復措置（神戸、横浜市）③比較的歴史の浅い都市に芸術的雰囲気

を付加する（札幌市）④自然に恵まれた歴史的、伝統的風土に新しい文化性も加える（仙台、長野市）⑤石、陶、木、鉄などの特産品による町おこし的手段として彫刻コンクール、シンポジウム（期間をきめての公開競作）を開催する（池田、旭川市、信楽町）——などに分類できる。いずれにしても、環境と文化についての行政や開発・建設関連企業、そして住民の意識と姿勢にかかわる問題であり、都市デザイナーや建築家、造園家だけですすめられてきた街づくり、公共空間構成に造形作家も参加するケースが増えている、という点で美術家や造形的デザイナーの社会的責任が大きくなったともいえる。

3. 以上のような基本的概念と問題点を整理しつつ、北河内地域7市における環境造形の実態調査と事例研究にのぞんだ。私にとっての初年度の作業は、まず各自治体の関係資料を収集することと、地域内の京阪、JR 駅などターミナル広場や市役所庁舎周辺、あるいは公園といった公共空間を順次フィールド調査することだった。しかし、神戸市や宇部市、横浜市、池田市などに比べ、北河内地域各行政の環境造形への関心と意識はきわめて低く、わずかに京阪守口市駅南側ロータリーと生駒山系東側の四条畷市「パークヒルズ田原」（住宅・都市整備公団関西支社が造成担当）など数例しか研究対象が見つかっていない。「パークヒルズ田原」の場合は、公団と四条畷市の共催により、造成地内から掘り出された生駒石を素材に内外8作家が参加した彫刻シンポジウムで8基の造形物が制作されたものだが、ニュータウンそのものがまだ建設途上で作品が生かされていないので、評価は今後に持ち越したい。そのほか、枚方市ではほぼ調査を終えたが、総合的な考察に着手するにいたっていない。

北河内地方のクラフト（織を中心に）

植松暁子（工学部環境デザイン学科）

北河内地方のクラフトについては、河内本線をなしには考えられない。綿は世界でも最も古くから用いられ、インドではBC1500年位から綿工業の中心で、ヒンズー人は布を織った最初の人類とか、後ヨーロッパへは回教徒により伝わり、中国へは仏教伝来と同時に伝わったという説もある。我国では綿作がはじめて行われたのは、桓武天皇（781-806）の時代インド人が持って来た綿種子を紀伊、淡路などで栽培したと云われているが、1年で壊滅し、その後ポルトガル人により天文10年（1541年）種子がもたらされ全国に広まったが又数年で壊滅した。

では、河内国で綿の栽培がはじまったのは、文禄年間（1592-96）に外国から多量の種子を輸入したのに始まり、大和、和泉、山城、摂津などでも同時期に栽培され、後寒冷地を除くほぼ全国的に広まった。以後、江戸時代を天下にとどろかせた。綿の栽培が大和川の河床の土質に適し盛んに行われた。と云うのは、大和川の川違え工事が宝永元年（1704年）にはじまり、新大和川への付替え工事が8ヶ月で完成終了と共に新田が宝永5年（1708年）頃まで開発され、鴻池新田、深野新田、山田新田、深野北新田、市村新田など、これら大小の新田に綿が盛んに栽培された。

綿がそれ以前の庶民の衣服であった麻、葛布に変わったと云われている。

河内に国で栽培された綿を用い農家が、それぞれ自給自足として農閑期に手織機を使って織ったのを河内木綿と云われ、手紡ぎのため糸は太く地質は厚く、耐久力も強く、のれん、のぼり、浴衣、酒袋などであったが、その後綿の生産が盛んになり、各地に問屋組織が生まれ、急激に商品化され、藍染などにより色染糸を使って縞柄の着尺地なども織られる様になったが、明治に入ってから外国からの糸が輸入され、ほとんど消滅したと云われている。

今後は北河内地方を中心に、河内木綿の変遷を調べてみたいと思っている。

消滅した河内木綿を再び保存という考えで現在、八尾市では「河内木綿保存会」というグループで綿の種をまき、栽培し、手紡ぎ、織子という事を行っており、私が織の方で指導を行っている。